

令和5年度 計画変更地区

(1) 【審査】北川2期地区農地中間管理機構関連農地整備事業（県営）

【地区名】	北川2期
【市町村名】	北川村
【事業概要】	区画整理（6.4ha）
【事業費】	266,600千円
【負担割合】	（国）62.5% （県）27.5% （村）10.0% （地元）0%

【説明者：安芸農業振興センター（担当）】

【計画変更要望理由説明（事務局）】

- ・事業採択申請時には、事業参加の同意が得られなかった農地について、関係者との調整ができたことから、地区へ編入することで優良農地を確保する。
- ・農地を0.1haの追加と、それに伴う水路の法線変更及び水田と樹園地の配置を変更する。
- ・担い手数には変更なく、追加する農地は既存の担い手へ集積を行う予定である。

【質 疑】

（委員）

ほ場が増えると、用・排水路や道路工が若干でも増減すると思いますが、事業量は、たまたま、プラスマイナスがゼロになったという理解でよろしいか。

（事務局）

増減分を精査した結果、変更はなかったということです。

（委員）

中間管理権は、北川村と直接結んでいるということでよいか。

（事務局）

中間管理権については、耕作希望がない農地は、北川村に所有権を移しており、北川村と中間管理機構との契約となっているケースもあります。

（委員）

中山間地域が多い中で、持続性が大きな課題と感じています。

投資効率は1以上になっていますが、担い手の高齢が気になりました。

せっかくの事業なので、今後末永く営農が続くような形で、生産法人化や社団法人等を模索していく必要があると感じました。